

報告第41号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月16日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第28号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年12月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年11月11日 午前11時34分頃

2 事故発生の場所

つくば市島名634番地

3 相手方

(1) 所在地 つくば市■■■■■■■

(2) 法人名 ■■■ ■ ■ ■ ■ ■

4 事故の概要

消防車が主要地方道つくば真岡線を南に向かって走行中、消防車の左アンダー ミラー及び左サイドミラーと相手方が所有する瓦塀が接触し、瓦の一部を破損させたもの

5 損害賠償額

金99,000円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金99,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。